

## 会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 令和3年9月9日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

1番 鈴木勝利

2番 藤田尚美

3番 秋山泉

4番 長田麻美

5番 山本伸子

7番 伊藤裕一

8番 石原幸雄

9番 柳井哲也

10番 甲斐徳之助

11番 池辺己実夫

12番 加川裕美

13番 北島登

14番 杉森弘之

15番 須藤京子

16番 黒木のぶ子

17番 守屋常雄

18番 諸橋太一郎

19番 市川圭一

21番 遠藤憲子

22番 利根川英雄

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

副市長	滝本昌司
教育長	染谷郁夫
市長公室長	滝本仁
経営企画部長	吉田将巳
総務部長	植田裕
市民部長	小川茂生
保健福祉部長	内藤雪枝
環境経済部長	山岡孝
建設部長	長谷川啓一
教育部長	吉田茂男
会計管理者	飯島希美
監査委員事務局長	本多聡
農業委員会事務局長	結速武史
総務部次長兼 人事課長	二野屏公司
市民部次長兼 市民活動課長	栗山裕一
保健福祉部次長	飯野喜行
環境経済部次長兼 商工観光課長	大徳通夫
建設部次長兼 下水道課長	野島正弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤木光二
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大里明子
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田英行
全参事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	野 口 克 己
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主任	椎 名 紗央里

# 令和3年第3回牛久市議会定例会

議事日程第4号

令和3年9月9日（木）午前10時開議

日程第1．一般質問

---

午前10時00分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

ここで、執行部より答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 答弁の訂正をお願いいたします。

昨日、須藤議員の一般質問において、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困っている方の支援について答弁いたしました中で、子育て世帯への臨時定額給付金の給付実績金額を1億6,503万円と申し上げましたが、正しくは1億653万円でございます。申し訳ございませんでした。以上です。

○杉森弘之 議長 日程第1、一般質問を行います。

---

○

一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、7番伊藤裕一議員。

〔7番伊藤裕一議員登壇〕

○7番 伊藤裕一 議員 おはようございます。会派フォーサイトの伊藤裕一です。

本日は2点質問させていただきます。

1点目は、市役所分庁舎についてです。

かねてより市役所が手狭なことにより、プライバシーの配慮が必要な福祉関係の相談スペースの不足等が発生していることから、庁舎増設も含め検討が必要ではとの指摘がなされているところであります。建設部並びに社会福祉協議会の入居する本市市役所分庁舎は、築年数が経過し、鉄筋コンクリートより法定耐用年数が短いプレハブ構造であることから、老朽化のおそれがあると考えられます。そこで、まず、法定耐用年数から見て市役所分庁舎の耐久性に問題はないか伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 市役所分庁舎は社会福祉協議会が執務している既存棟と建設部が執務している増築棟があり、既存棟は平成4年3月竣工、築29年、増築棟は平成12年3月竣工、築21年が経過しております。

2棟とも構造は鉄骨造で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令では、耐用年数が22年と定義されておりますが、設計事務所に確認をしたところ、現時点での構造上での倒壊のおそれは低いとのことであります。

しかしながら、老朽化している建物ではありますので、必要な改修等を行いながら使用するとともに、劣化診断調査の実施も検討してまいりたいと思います。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 調査を行うとのことでありますが、将来的な対応策として建て替え、増築、改修、あるいは既存施設の利用など様々な手法が考えられますが、執行部として分庁舎建て替え等の対応は現在のところ考えておられるか確認をしたいと思います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 分庁舎の建設計画につきましては、令和2年第4回牛久市議会定例会、決議案第4号福祉に関連する諸政策の推進を求める決議についてが否決になっていることを踏まえまして、現在のところございません。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 決議を重視しまして、現在のところ予定はないとのことでありますが、同決議はかっぱ号の75歳以上無料化等々、様々な論点を含んでの決議でございまして、また、建物がいずれ老朽化するということは避けられないと思います。

そこで、現在予定はないとのことでありますが、今後、対応策を考えていく予定はございませんでしょうか。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 分庁舎の老朽化はもちろんのこと、執務環境も手狭となっていることは理解しておりますが、現在、分庁舎新築の計画等は考えておりません。以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 耐久性の調査の結果等も踏まえまして、将来的な検討をいただけるよう期待いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

2点目は、住宅地活性化についてです。

令和元年度牛久市空き家等実態調査結果報告書によれば、714戸が既知空き家等とされ、

さらに137戸が空き家等候補とされるなど、本市の空き家の増加傾向が続いています。

景観の悪化や老朽化による倒壊等の安全上の問題を防止し、人口減少のスピードを緩和することでまちの持続可能性を高めるためにも、空き家対策は急務ではありますが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの普及によりゆとりある住環境の需要が高まっており、本市のような郊外型のまちに注目が集まるのではと推察するところです。そのような環境下で適切な人口増加策を打ち出していくことも必要と考えるところではありますが、これまでも牛久市と公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会との協定の下、空き家バンク等の対策が取られてきたものと承知をしております。

そこで、現在の空き家対策の取組の成果を成約件数等と併せてお示しください。

**○杉森弘之 議長** 藤木光二建設部次長。

**○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長** 空き家の利活用策の一つとして、牛久市空家バンク制度を平成29年9月から実施し、また、令和2年10月からは、市内の空き地へ対象範囲を拡大し、牛久市空家・空地バンクとして運用しております。令和3年8月27日現在、空き家73件、空き地29件、合計102件の登録があり、空き家41件、空き地3件、合計44件の売買が成約し、そのうち27件、76人が転居、転入されております。内訳としましては、市内の転居が9件、29人、市外からの転入は12件、32人、県外からの転入は6件、15人となっております。

**○杉森弘之 議長** 伊藤裕一議員。

**○7番 伊藤裕一 議員** 現在の取組でも成果は出ているということがうかがえました。しかしながら、空き家の増加傾向を踏まえれば、さらに一步踏み込んだ対策が必要と考えるところです。

一昨日の同僚議員の質問中にもありましたように、私は個別の物件のみならず、住宅地全体として再生を図る視点が必要と考えます。幸いにしつと言うべきか、住宅団地の再生は全国共通の課題であり、特定の時期に入居が集中したことによる急激な高齢化、子世代の流出など同じような問題点があり、それらに対し自治体や大学、NPO等により多くの先進事例が積み上げられてきました。

一昨日も触れられていました1区画の土地面積や道幅が狭いという問題に関しても、先進事例がございまして、ランドバンクという組織を設けている例があるようでございます。ランドバンクは空き家バンクのような個別の物件を仲介する機能に加え、空き家、空き地、狭隘道路を一体の問題として捉え、小規模な区画再編まで踏み込むところが特筆すべき点です。例えば、Aさん、Bさん、Cさんの家が並んでおり、真ん中のBさんの家が空き家だとすると、ランドバンクの仲立ちによりBさんの敷地をAさん、Cさんに格安で売却、Bさんの家は解体し、解

体費用は土地の売却費用から捻出、あわせて将来、Aさん、Cさんが家を建て替えるときには土地のセットバックを求め、それによって前面道路の拡幅をも図っていくということが可能になるのです。

こうした団地再生の取組は多岐にわたり行われており、住環境のハード面のみならず、生活支援など、建設部の所管を超えるソフトの取組も含むことから、ともすると全体像が見えにくいものでありますが、本年6月、国土交通省は住宅団地再生の手引（案）を示し、現在、正式版の同手引作成に向けて検討が進められています。同手引案は、住宅団地の再生に向けた検討取組を進める手順や参考となる事例、制度を示し、現場での支援や関係者との調整等に活用されることを目的としており、住宅団地再生を考える検討会を発足し、専門家の意見等も取り入れながら進めていくことを推奨、健康・福祉、子育て、生活サービス、交通・移動、働く、住まい、住環境、防犯・防災、コミュニティの9つの分野の連携が必要としています。さらに、同手引案の別冊資料住宅団地再生の取組に関する事例集では、先ほど挙げました9つの分野に関する40事例を掲載しています。

掲載事例の一部を挙げれば、一昨年産業建設常任委員会の視察で訪問した一つ一つの物件に対してオーダーメイドで支援を実施するいこま空き家流通促進プラットフォーム、大阪府河内長野市の南花台団地の地域住民が買物支援などの生活支援を有償ボランティアで行う取組、個人の保有する空き地をオープンスペースとして開放する千葉県柏市のカシニワ制度などがあり、いずれも参考となるものであります。

本質問項目では、具体的にこの取組を参考にしてはと指定する形ではなく、こうした住宅団地再生の手引をはじめとする先進事例から学び、住宅地全体として再生を図ってはという趣旨であります。

ところで、同手引の検討をしている住宅団地再生連絡会議に本県からは茨城県、水戸市、日立市、龍ヶ崎市、取手市が参加しておりますが、本市は参加しておりません。そこで、住宅団地再生連絡会議に参加は検討しなかったのか。検討していなかったとすれば、住宅団地再生についてどのような形で先進事例を研究しているのか、また、研究自体はしているか、さらに、今後、正式版の住宅団地再生の手引発表に合わせ、同手引を参考にしながら住宅団地再生を図っていくお考えはあるか伺います。

○杉森弘之 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 住宅団地再生連絡会議は、国土交通省や独立行政法人住宅金融支援機構、一般財団法人住宅生産振興財団を事務局とし、大都市、地方中心都市における郊外の住宅団地の将来の課題に対応する再生・転換方策について、地方公共団体や民間事業者等の関係者が調査、意見交換等を行うことを目的として平成29年1月30日に設立さ

れました。

連絡会議は、参加希望した地方公共団体や民間事業者から構成され、令和3年6月1日現在、全国303団体が参加しており、茨城県内では、茨城県、水戸市、日立市、龍ヶ崎市、取手市、城里町が参加をしております。

住宅団地再生連絡会議は、これまで5回開催されておまして、その情報は、国土交通省のホームページに公開されている状況でもございますので、現段階で牛久市として参加をする予定はございません。

また、その公開されている情報には、先進事例等についても紹介されていることは承知しておりますが、牛久市として独自に先進事例研究や先進地視察は実施しておりません。

しかし、現在牛久市では、市に合った施策を進めるため、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会やディベロッパー等の協力の下、空き家や空き地対策などを進めておりますので、引き続き、関係各所と協力して必要な情報収集に努めてまいります。

最後に、住宅団地再生の手引（案）につきましては、今後、地方公共団体や民間事業者等から構成される住宅団地再生検討ワーキングとともに意見交換、検討を重ね、令和4年2月下旬には手引の取りまとめ版が紹介される予定とされておりますので、牛久市のまちづくりに参考となるものがあれば検討してまいりたいと考えております。

**○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。**

**○7番 伊藤裕一 議員** 続きまして、住宅団地再生の手引（案）に住宅団地の多くでは用途純化された法規制となっているため、住宅以外の用途の施設を整備するには法規制が課題となることが考えられます。そのため、「必要に応じて用途地域の変更や地域住宅団地再生事業の活用など、行政による検討、手続等を行うことも考えられます」と記載があります。用途純化とは、住居、商業、工業を明確に分ける都市計画の基本理念の一つです。すなわち、住宅街であれば、基本的に住宅のみが立地する閑静な住宅街が望ましいということであり、本市の住宅地の多くもまた同様の考えに基づき、用途地域の中で最も利用規制が厳しい第1種低層住居専用地域に指定されているため、住宅以外には、学校、福祉施設、住宅兼用店舗、住宅兼用事務所など、限られた用途にしか活用できないことになっています。しかし、居住者の生活に必要な店舗が立地できないことにより、生活利便性が低くなっているケースもあり、適度な用途混在が必要ではとの指摘もあります。

そうした中、昨年10月に公布された都市再生特別措置法等の改正により、第1種低層住居専用地域の利用規制緩和が図られました。改正法の下で、市町村は都市計画に居住環境向上誘導地区を定めることができるようになり、同地区においては、地方公共団体が国土交通大臣の承認を得て、条例により病院、店舗等の居住環境向上施設の立地が用途地域の制限によらず可

能となったのです。高齢化社会にあつて、歩いて暮らせるまちづくりを目指す上で、規制緩和を活用し、住宅団地の中に利便施設の立地を図っていくことは検討に値すると考えますが、市におかれましては、この点どのようにお考えでしょうか。

○杉森弘之 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 牛久市では、平成30年5月1日に牛久市立地適正化計画を策定し、日常生活に密着した行政、文化・交流、医療、福祉、子育て、商業に係る都市機能を誘導する区域として都市機能誘導区域を、居住を誘導すべき区域として居住誘導区域をそれぞれ設定したところでございます。

その後、議員からもありましたが、令和2年9月、都市再生特別措置法が改正され、都市計画法に規定される地域地区の一つとして居住環境向上用途誘導地区が追加されました。

この居住環境向上誘導地区とは、立地適正化計画に記載された居住誘導区域内において、地域住民を対象とした比較的小規模な病院等の医療施設や日用品を扱う比較的小規模な店舗など、居住環境を向上させる日常生活に必要な施設を誘導する場合に、当該施設に限定して用途規制や容積率の緩和を行うことができる地区でございます。

この居住環境向上用途誘導地区を定める際には、既存の用途地域の趣旨を踏まえ、建築規制の緩和が住環境や景観に著しい影響を及ぼすことのないように留意し、誘導する施設の必要性や地域住民の意向等を十分に配慮する必要があると考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 最後に、各種支援策について伺います。

平成30年第4回定例会で私は一般社団法人移住・住みかえ支援機構J T Iのマイホーム借上げ制度活用について取り上げました。同制度は、50歳以上のマイホームを貸したい人がJ T Iを通じた転賃の形で家を賃貸に出せる制度であり、住宅所有者にとっては1人目の入居者が決定以降は空室が発生しても規定の賃料がJ T Iによって保障されるというメリットがあります。さらに、金融機関との協定により優遇金利が適用される提携ローンについても取り上げましたが、これらの現在の検討状況はいかがでしょうか。

さらに、度々議会で取り上げられながらも、個人の資産形成に行政は関与すべきでないとの理由から、いまだ導入に至っていないリフォーム補助制度の検討状況についても確認をいたします。

そして、昭和56年以前の旧耐震の住宅は、地震の際の倒壊リスクが高まるとされていますが、築年数が経過した住宅は現在の住宅と比較して耐震性や断熱性能が劣ることを考慮すると、解体を促して住宅の新築を図っていくというのも一案と考えます。解体補助制度について検討しているか伺います。

○杉森弘之 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 マイホーム借上げ制度は、これも議員のほうからもございましたが、J T I と言われます一般社団法人移住・住みかえ支援機構の主要な事業の一つでございまして、主に高齢者等の所有する住宅を借り上げて子育て世帯等に定期借家で転賃賃料の一部を住宅所有者に借上げ賃料として支払う制度でございます。

各自治体においては、J T I と連携することで定住化の促進につながることを目的におおのの事業等を進めていることから、当市でも令和2年12月にJ T I 職員による制度説明講習を空家対策課職員が受講して、空き家等の家屋の有効活用を検討する所有者等の選択肢を広げるため、興味を示した方への簡単な制度の説明等を含め、窓口を設置いたしました。

次に、提携ローン、解体・リフォーム補助等の支援制度の検討状況ですが、現在、当市では空き家流通をより推進するための支援策の必要性は認識しております。支援策の検討に際しましては、住宅施策や空き家対策と併せて、個人資産への公的資金の投入の是非や支援策の内容効果についても近隣市町村の事例等を踏まえながら現在も検討を行っております。

さらに、令和3年度現在において、平成29年度作成の牛久市空家等対策計画が計画期間5年を迎え、令和4年以降に向けて改定作業を実施しておりますことから、何らかの形で実施できるような施策を取り込んでいきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 先ほど、令和4年度に計画改定を予定されていると答弁がございました。各種支援策につきましてもそのタイミングに合わせて検討しているということによろしいのかどうか確認をしたいと思えます。

○杉森弘之 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 先ほどもお答えしましたが、改定しております空家等対策計画に実施できるような施策を取り込んでいきたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 以上で一般質問を終了いたします。

○杉森弘之 議長 以上で7番伊藤裕一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時35分といたします。

午前10時27分休憩

---

午前10時37分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、10番甲斐徳之助議員。

〔10番甲斐徳之助議員登壇〕

○10番 甲斐徳之助 議員 皆様こんにちは。新政会所属甲斐徳之助です。

いつもに引き続き、市民の皆様の声をお届けすること、そして、正確な情報が知りたいとの声に合わせ活動しております。今定例会におきましては、まさに正確な情報が知りたいとの声が寄せられておりますので、確認の数件の質問をさせていただきます。

それでは、通告に従い、一問一答方式にて質問いたします。

大きく1点であります。市内ストックヤードの搬入計画の事業確認を取りたいと思います。

まず初めに、事業計画の全体の質問であります。

市内にストックヤードを建設することとなった背景と当初に計画していた事業計画をお示しいただきたいと思います。

また、その際の期間、対象範囲、許可等についてお示しいただければと思います。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 スtockヤードにつきましては、牛久市の発注工事に伴う建設発生土を仮置きし、盛土材などとして再利用することを目的として平成24年に用地取得し、平成25年より利用開始をしております。

搬入する発生土の範囲、対象としましては、牛久市の発注工事に伴うもののみとなります。

搬入の許可等につきましては、発注担当課よりストックヤード利用報告書を提出し、その中で搬入車両番号、搬入予定数量を明記します。その際に車両ごとに許可証を発行し、搬入時にはその許可証を車両の見えるところに明示した上で搬入することとしております。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○10番 甲斐徳之助 議員 再質問します。

当初の計画ではどれくらいの期間でストックできる量を見込んでいたのかお示しいただければと思います。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 当初計画時から年数ではございません、ストックできる土量、土の量で計画をしております、当初計画しておりますストック量としましては、約16万立方メートルをストックできるという計画をしております。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○10番 甲斐徳之助 議員 16万立方メートル、理解しました。

次に、これまでの実態をお伺いいたします。

料金についてであります、搬入代金は幾らであるのか。また、搬入業者はどのような業者

であるのか。これは届出制なのか認可制度なのか。また、そういう業者と直接契約であるかなど、お示しいただければと思います。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 このストックヤードは牛久市の発注工事による発生土のみの利用でありますので、料金はかかりません。

また、搬入業者の条件につきましては、牛久市の発注工事を受注した業者、もしくはその工事の下請負業者であり、発注担当課よりストックヤード利用報告書が提出されていることが条件となります。以上でございます。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○10番 甲斐徳之助 議員 利用報告書が出されることが条件であるということで理解いたしました。

1つ確認であります。公共事業の建設開発土ということで無償で搬入してくるということであります。公共事業の建設費用の当初積算とかで内訳等になる場合、搬入費用のみで処分代といいますか、そちらに置く費用はかからないという認識でいいのか、再確認したいと思います。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

工事発注をする積算の中で、ストックヤードまでの運搬費用は見ておりますが、そちらのストックヤードを利用する利用料というものはかからないということでございます。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○10番 甲斐徳之助 議員 運搬費用のみかかるということで理解しました。

次に、管理体制等について確認を取りたいと思います。

先日、現地施策を申し入れさせていただいたところ、お忙しい中、立ち会っていただきまして、監視カメラが入り口にあり、その最中にもダンプの出入り状況等も見させていただくことをさせていただきました。ただ、職員の待機する場所や出入り業者が一時停止して受付する場所等もなく、目視で車番を確認するという御説明のようでありました。

そこで、改めて質問をさせていただきます。管理体制は基本的にどのように行っているのか。その対応は誰が行っているのか。また、管理責任者は誰になるのか。お示しいただければと思います。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 管理体制といたしまして、ストックヤードの出入口、こちらの門扉は複数の鍵で施錠をし、その鍵につきましても、不定期ではございますが交換を

しております。また、鍵の管理につきましては、以前は搬入業者へ鍵の貸出しをしておりましたが、現在は、利用当日の朝、発注担当課の職員が解錠し、搬入作業中は職員が常駐し、搬入終了後に職員が施錠をしております。

また、管理責任ということですが、ストックヤード全体の管理につきましては、道路整備課、搬出入の管理につきましては、発注担当課で実施をしております。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○10番 甲斐徳之助 議員 3点ほど再質問をさせていただきます。

以前は鍵の貸出しを行っていたとありましたが、その際、今と同じように搬入業者の報告書や職員による出入りの立会いは行っていたのでしょうか。

2点目といたしまして、担当課の責任の範疇でという答弁をいただきましたが、建設部以外の課が搬入立会いをするケースがあるのかどうなのか、お尋ねいたします。

3点目といたしまして、職員が不在時であったり、夜間、閉鎖時はどのように管理されているのかお答えいただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

貸出しをしていた際についての職員の立会いですが、搬入、一番最初の搬入時に、ここにこの工事のものはストックするよというような打合せも兼ねて、一度は行っておりますが、それ以降の搬入については搬入業者にお任せをしていたというところでございます。

それと、2点目といたしまして、担当課以外、建設部以外にあるのかということですが、現在も岡田小学校のグラウンド改修等を行っております、教育委員会、学校教育課とか、そのほか工事を発注する部署がございます。

それと、3つ目ですけれども、夜間であるとか不在時につきましては、現在、監視カメラを設置をしております。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○10番 甲斐徳之助 議員 すみません、2点目なんですけれども、今のお話ですと岡田小のと言っていましたけど、岡田小の工事担当だと教育委員会、教育部になると思うんですけど、ということでよろしいんですか。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 はい、現在行っております岡田小学校のグラウンド改修につきましては、教育委員会、学校教育課のほうで行っております。そういうような形で、建設部以外の工事でも建設発生土が発生した場合、牛久市のストックヤードを使う可能性というのは十分あるということでございます。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○10番 甲斐徳之助 議員 4点目の質問に移りたいと思います。今後についてであります  
が、まず、先ほどの質問で16万立方メートルという事業計画をお話しされました。現行では  
どれくらい利用されているのか御確認いたします。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 当初、計画しておりましたストック量につきましては、  
今、議員もお話ありましたように16万立方メートルでございました。これに対しまして、令  
和2年度末時点でございますが、約13万立方メートルの搬入実績がございます。差引きしま  
して残り約3万立方メートル程度のストックが可能な状況という状況でございます。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○10番 甲斐徳之助 議員 13万立方メートルで、残り3万ということで、さきの質問で、  
平成25年度より利用を開始ということで、七、八年で13万埋まっているということであり  
ます。ちょっとこれかがどういう基準値なのか私分らないんですけども、その中で、2点  
ほど確認の質問をさせていただきますと、まず、この先、そのストックヤードが埋まってしまう  
場合、新しい建設をする予定、お考えがあるかどうかお尋ねいたします。

それと、当初の16万の算出根拠といいますが、16万立方メートルにした理由と、現在の  
13万の搬入をしていく中で、ちょっと私、基準値が分からないというか、教えていただきた  
いと思うんですけど、こういう工事があったからこれぐらいになってるんだよというのを示  
していただければと考えますが、どうでしょうか。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

今後につきましては、搬入可能量を超えた場合、その後、ストックをどこにするかという部  
分につきましては、現在未定でありまして、今後検討してまいります。

また、搬入量を超えて、もうストックできないとなった場合におきましても、現ストックヤ  
ードにつきましては、盛土材などで再利用ということを考えておりますので、ストックヤード  
事態を閉鎖するという事は考えてございません。

16万立方メートルと実績としての13万立方メートル、こちらの根拠でございますが、1  
6万立方メートルにつきましては、これ実際、公図からCAD上で、CAD、図面製作ソフト  
ですね、こちらのほうで面積を出しまして、それと実測をした高さ、そこから計算をしており  
まして、実は、公図上の面積からすると、隣接地にストックした土が侵入しないように、境界  
を侵さないようにということで、余裕を持って計算をした16万立方メートルでございます。  
実際、公図上、ぱつぱつに入ればまだまだ入るのが実際でございますけれども、現状

としては最初にCADでこれだけ逃げまじると、余裕を持ちまじるといった16万立方メートルを計画としております。13万立方メートルにつきましては、先ほど来答弁中でお話をしています利用計画書、担当課から出されたもの、そちらの累計でございます。以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○10番 甲斐徳之助 議員 今回は全て確認の質問をさせていただきました。市民の税金を投入して建設していく公共施設が健全で有効な利用がされることをお願い申し上げ、また、市民にとって有益な事業であることをさらにお願ひ申し上げて一般質問を終わります。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で10番甲斐徳之助議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時ちょうどといたします。

午前10時51分休憩

---

午前11時01分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、5番山本伸子議員。

〔5番山本伸子議員登壇〕

○5番 山本伸子 議員 改めまして、皆さんこんにちは。無会派の山本伸子でございます。

大きく2点質問してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず1番目は、建設工事に伴う残土の現状について様々伺ってまいります。

今年7月、熱海市で起きた土石流では、建設残土の盛土が崩壊し、業者による不適切な処分の可能性も指摘されています。建設工事に伴って出る土砂で、建設発生土とも呼ばれる建設残土、特に茨城県内の県南地区や県西地区は都心にも近く、その捨て場になっているとの報道も耳にするところです。建設残土については、法令による規制がなく、残土と称して廃棄物を不法に投棄する事例が見受けられるようになったことから、茨城県では平成3年に条例準則を示し、各市町村が条例を制定し、規制してきたと認識しています。

牛久市においては、牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を制定していますが、その制定趣旨と概要について伺います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 埋立て、盛土及び堆積による土壌汚染及び災害の発生を未然に防止するため、平成2年3月に条例を制定し規制してまいりました。その後、さらなる抑止力を高め、規制強化を目的として平成15年と平成28年に条例を全面改正しております。直近の

条例改正の概要は、埋立て対象面積が300平米以上5,000平米未満から5,000平米未満に変更し、下限をなくしました。

また、改良土の埋立ても禁止となりました。

土地へ土砂等の埋立て等を行うときは、牛久市の許可を受ける必要があり、土砂等の埋立て等に関する許可の基準の明確化、違反行為に対する行政処分及び罰則の規定を定めております。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 盛土などを行うときは市に許可を受ける必要があることを定めた条例、これで抑止力を高めているとした御答弁でしたが、そうした中でも、不法な投棄、産業廃棄物などが発生していると思います。

不法投棄された件数とそれに伴う処理費用ですね、それは毎年どれほどになっているのでしょうか。特に、令和2年度の今回の決算ですね、そこには不法投棄の処理経費が大きく増額になっていました。その要因について伺います。

また、不法投棄されやすい場所はあるとも言われています。今回の不法投棄に関してはどのような対策が行われたのでしょうか。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 不法な土砂や改良土、産業廃棄物などが投棄された件数と、それに伴う収集処理経費は、平成29年度、平成30年度、令和元年度がゼロ件で、収集処理経費はかかっておりません。令和2年度に不法投棄の処理経費が増額になった要因は、柏田町及び桂町地内の市道部分において、ゲリラ的にダンプカーなどで不法投棄が行われ、突発的な処理経費約230万円が発生したためです。

処理後の対策につきましては、柏田町の現場には単管パイプ、桂町の現場にはガードレールを設置することで、車両の進入を防ぎ、再度の不法投棄ができないようにいたしました。しかし、不法投棄は人けのない場所であればどこでも発生してもおかしくないのが現状です。市では、県警OB2名を廃棄物対策管理官として任用し、牛久市全域を定期的に監視することで、土砂や産業廃棄物等の不法投棄削減を図っております。また、茨城県廃棄物規制課不法投棄対策室においても、県警OBを中心とする機動調査員を県南県民センターに配置し、不法投棄事案について機動的に対応することになっております。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 ちょうど1週間前の9月2日の新聞に茨城県内で、先ほども出ましたゲリラ的不法投棄と呼ばれる手口が激増しているとありました。夜間や早朝にダンプ一、二台の比較的少ない量の産業廃棄物を捨てて立ち去る手口だそうです。5年前は23件でしたが、

昨年度は157件となり、不法投棄の約8割にまで増えていて、最近では県南地域を中心に高速道路のインターチェンジ近くに捨てていくケースが増えているとありました。先ほど御答弁いただきました桂町の事例は、まさしくそれに当てはまるものとも言えましょう。

ところで、熱海市の土石流では、傾斜地に申請したよりも多い土砂が捨てられていたとも言われております。市では、さきの条例に沿って届け出た業者が申請どおり事業を行ったのか、盛土の高さや勾配ですね、それから土壌調査なども含めて確認をしていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 市の条例及び施行規則において、土地の埋立て等の高さやのり面の勾配、持ち込む土砂の発生元証明書、土壌調査の義務づけなどが定められております。現場作業中は職員による立会いを実施し、申請どおり作業が行われているかの確認を行っており、その際、違法行為があれば速やかに指導を行い、悪質な場合は警察に通報や告発をすることになります。

現在、牛久市において熱海市で起きたような違法な盛土等が原因で土砂が崩落し、土石流が発生する可能性がある場所はございません。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 それでは、次に、建設工事に伴う残土として、牛久市が発注した公共工事で発生したいわゆる建設発生土について伺ってまいります。

さきの同僚議員のほうからも似たような質問が、重なるところもあるのですが、私は、環境等観点から伺ってまいりたいと思います。

市では公共工事に伴うこの建設発生土の仮置場として、独自でストックヤードを保有していると伺っていますが、その役割と効果について改めてお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 スtockヤードにつきましては、牛久市の発注工事に伴う建設発生土を仮置きし、盛土材などとして再利用するための施設でございます。牛久市としてストックヤードを保有することで、県のストックヤードを利用するよりも運搬距離も短く、搬入費用もかからないため、コスト抑制の役割も担っております。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 県のストックヤードという御答弁がありました。こちらは市内からも遠くて、運搬費用がかかる。また、搬入する土砂の処理費用もかかると認識しています。その意味でも、牛久市が独自でストックヤードを保有しているのは、先ほども処理費用がかからないということで、工事費用を抑えることにつながっている、そういうメリットは確かにその

とおりでと思います。

ちなみに近隣市町村で牛久市のように自治体が独自でストックヤードを持っているところはあるのか、御存じでしたらお示しいただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 現在、牛久市のほうで近隣市町村でストックヤードを独自に持っている市町村があるかということでございますけれども、把握はしてございません。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 次に、公共工事に伴い発生した建設発生土の搬入及び搬出に際しては、公共工事を受注した業者、もしくは先ほど下請というお言葉も出ました、そういう方たちになると考えますが、ストックヤードを利用するその業者の責務として問われていることは何があるのでしょうか。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 スtockヤードを利用する業者さんの責務といたしましては、受注工事の発生土以外を搬入しないこと、搬入車両に最大積載荷重を超えて積み込まないこと、運搬中に積載土砂が飛散しないようしっかり養生をすることなどが挙げられます。また、これらのことを徹底するよう利用業者に対しまして随時通知をしております。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 利用者の責務ということで御答弁いただきましたが、それでは、行政として搬出入の土砂の数量や品質についてはどのような管理体制を取っているのか伺います。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 先ほど甲斐議員にもお答えいたしました。ストックヤードを利用する際は、発注担当課より搬入車両番号、搬入予定数量を明記したストックヤード利用報告書を提出し、車両ごとに許可証を発行し、搬入時にはその許可証を車両の見えるところに明示した上で搬入することとしております。

また、搬入時には、発注担当課職員により搬入する発生土を目視により確認をしております。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 スtockヤードの場所は幹線道路から入ったダンプが1台やっと通れるほどの狭い道路の先の奥まったところにあり、人目にはつきにくい場所です。もちろんストックヤードの適切な場所とすると、そのような場所になるのは必然とも言えますが、だからこそ適正な使用が前提となってきます。ストックヤード内への部外者の進入は、事故などの危

険もさることながら、不適正な使い方につながる行為であれば、それらを防ぐための取組について伺います。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 こちらも先ほど甲斐議員にお答えしましたとおり、ストックヤードの出入口の門扉には、複数の鍵で施錠をしております、その鍵につきましても不定期に交換をしております。

現在は発注担当課の職員による鍵の解錠、施錠、それと搬入作業中は職員が常駐することとしてございます。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 それでは最後に、環境に配慮した公共工事の観点からの建設発生土の在り方について質問いたします。

国土交通省は昨年、建設リサイクル推進計画を策定し、その中で建設発生土の有効利用及び適正な取扱いの促進を図ることを挙げています。自治体によっては公共工事における環境配慮指針を策定し、建設発生土のリユースやリサイクル、また発生抑制に努めること、また品質管理などの取扱いを定めているところもあるようです。

牛久市のストックヤードでは、公共工事以外の発生土を搬入しないことを業者の責務としているというお言葉がありました。また、発生土の搬入時には発注担当ですか、その職員が常駐しているというお言葉もありました。何よりも建設発生土に土壌を汚染するものなどが混入していないことは周辺への水質への影響からも重要なことです。そこで、牛久市では、ストックヤードにおける建設発生土を環境の観点からはどのように対応しているのかを最後にお示ください。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 スtockヤードを利用し始めました平成25年にストックヤードに隣接する水路より水を採水いたしまして、水質検査を実施してございます。その後、水質検査を実施しておりませんが、利用開始から約8年が経過しておりますので、今後、議員のおっしゃられた環境の観点からも定期的に水質検査を実施する予定でございます。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 先ほどの同僚議員の発言からも16万立方メートルのところに13万立方メートル既に入っているということでしたので、この8年間で様々な公共工事が行われて土砂が運び込まれたということになります。平成25年に水質検査をしたという、その隣接の水路ですか、私も見てまいりましたが、その先にはたしか田んぼもあったと思いますし、や

はり井戸水を使っている方も多いという中では、早急な水質検査のほうをお願いしたいと思います。

これで1問目の質問を終わります。

**○杉森弘之 議長** ここで自席にて暫時休憩といたします。

午前11時18分休憩

---

午前11時22分開議

**○杉森弘之 議長** 再開いたします。

山本伸子議員。

**○5番 山本伸子 議員** それでは、2番目は、子供の権利を尊重する養育費と面会交流について伺ってまいります。

厚生労働省の2016年の調査によると、123万世帯と推計される母子家庭のうち非正規雇用で働いている母親が52%、平均年間就労収入は200万円となっています。さらに、その中で養育費を受け取っているのは24%にすぎません。特にコロナ禍では、女性が多く就労している飲食やサービス業も厳しい状況であることから、一層の支援が求められましょう。別居しても親には子供の生活を保障する義務があり、養育費が不払いとなり生活が困窮することがないようにしなければなりません。

また、面会交流は養育費と並んで子供の健やかな成長を支える車の両輪とも言われ、平成23年の民法改正で養育費や面会交流の取決めをするときは子供の利益を最も優先して考慮しなければならないことが明記されました。

母子家庭の半数以上が離婚時に養育費の取決めをしていない現状において、行政が手を差し伸べることができるタイミングは離婚の当事者が離婚届を提出する戸籍の担当窓口となります。その際に、未成年の子供がいることが分かれば、養育費や面会交流の取決めを行っているかどうかを把握し、その後、独り親の支援の担当窓口につなげることが重要であり、国からも今年2月に養育費の確保に向けた連携強化の推進の依頼で示されております。

そこで、離婚時の養育費や面会交流に関して、市では総合窓口課及びこども家庭課が連携してどのタイミングで把握し、支援につなげているのかを質問いたします。

**○杉森弘之 議長** 小川茂生市民部長。

**○小川茂生 市民部長** お答えいたします。

平成24年4月より、離婚届には面会交流や養育費の分担についてチェックする欄が設けられておりますが、法的な拘束力はなく、市ではこの欄が未記入であっても受理しております。離婚届は翌月の末に法務局に送付し、法務局においてこのチェック欄の集計を行っております。

総合窓口課では、離婚届を受理した際には、11項目の聞き取りを行い、医療年金課、子ども家庭課、保育課、学校教育課などにつなぎ、様々な手続を行っていただいておりますが、養育費や面会交流の取決めについて相談を受けることはほとんどなく、質問があったときには法務省が作成したパンフレットをお渡ししております。

子ども家庭課との連携につきましては、聞き取りにより18歳までのお子さんを養育しているなど、独り親家庭に対する支援の対象となる場合は、プライバシーに配慮し、子ども家庭課において手続を行っていただくよう御案内をしております。

独り親家庭への支援は多岐にわたるため、子ども家庭課では国や県、市で作成したパンフレットを用い、個別に支援内容の案内をしております。その際に、御本人の意向を確認しながら、家庭環境や子育ての状況について聞き取りを行い、その方に応じた手続の案内や情報提供を行っております。

養育費や面会交流に関する相談を希望される方には、家庭裁判所や養育費相談支援センター、茨城県母子寡婦福祉連合会などを案内し、特に法的な相談が必要な方には法テラスを案内するなど相談者が必要な支援が受けられるように相談内容に応じた案内を行っております。

市としましては、今後も独り親支援のために関係各課との連携を密にし、的確な支援につなげてまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 御答弁からは、法務局においてそのチェック欄ですね、集計しているというお話でした。今回出された決算の認定資料を見ますと、大体年間200件ほどの離婚届の申請があるように見受けました。そうしますと、その200件ほどのうち、18歳未満の子供を扶養している数、そして、その中でも養育費と面会交流の取決めをしている人の数というのは、市では把握をしていらっしゃるのでしょうか。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 市におきましては、離婚届は戸籍法に基づき正確に受理するのみで、養育費や面会交流の統計や18歳以下のお子さんがある世帯の統計は取っておりません。

参考までに、国の2019年の人口動態調査の結果では、離婚総数20万8,496件のうち未成年のお子さんのいる世帯は11万8,664件で、約57%となっておりますので、この割合を牛久市に当てはめると、令和2年度の受理件数190件のうち108件が未成年のお子さんのいる世帯と推計されます。

なお、養育費や面会交流の統計は法務局で行っておりますので、市では把握しておりません。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 国からの依頼では、法務省作成のパンフレット、この活用については自治体の戸籍担当部署に設置し、離婚届用紙を取りに来られた方に同時に交付するようになっていますが、牛久市の場合はどうでしょうか。

離婚時に決めておくべき事項やその意義を理解してもらうためには、なるべく早い時期に情報として届けることが重要であれば、戸籍担当部署での配布が望ましいと思われまます。

また、「養育費バーチャルガイダンス2021」という動画を今年度法務省では作成しています。若い人には受け入れやすい動画の案内も効果的だと考えますが、その点についても再度伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 さきの御質問で説明いたしました法務省作成のパンフレットは、全16ページの構成で大変分かりやすく作成をされており、離婚届を提出する前に読んでいただきたい内容となっております。

なお、本年4月に法務省より離婚届の標準様式が改正される通知が発出され、面会交流や養育費に関するチェック欄もさらに充実されることになりました。具体的には、QRコードが3か所盛り込まれ、動画による解説も見ることができるようになります。

この新様式の離婚届は、今月中に販売が開始される予定で、市では、購入後、法務省のパンフレットを離婚届の用紙に挟み込んで配布できるよう準備を進めております。

こども家庭課におきましても、法務省で作成したパンフレットは養育費と面会交流の取り決め方やその実現方法について分かりやすく書かれているため、希望する方に積極的にお渡しをしております。

また、議員御案内の法務省で作成している「養育費バーチャルガイダンス2021」につきましては、現代の子育て世代が利用しやすいユーチューブを用いた動画で、養育費や公正証書の解説などが分かりやすく解説されているため、牛久市のホームページからも見られるようにリンクを張り、養育費や面会交流について多くの方に周知できるようにいたしました。

今後も独り親家庭の方や離婚を考えている方が、今後の生活を考える上で必要となる情報が効果的に周知できるよう努めてまいります。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 先ほどの、統計上ですけれども、牛久市内で1年間に離婚届出されているうちの100人程度、100件程度が18歳未満の子を持つ親ということになりますと、その4分の1しか養育費の取決めをしていない。その残りの4分の3の人たちに、今おっしゃった新しい様式の届出、そしてパンフレットが行き渡ることで、必ず養育費・面会交流の取決めがチェック欄にされるようになればと思いますので、準備のほうよろしく願いいたします。

離婚には協議離婚、調停離婚、裁判離婚の3種類があり、そのうち多くは市役所に直接届けを出す協議離婚が多いのが現状です。その際に、両親で養育費や面会交流などの話し合いができ、書面として残すこと、さらに公正証書に記録できれば、養育費が決まったとおりに支払われない場合や、面会交流で決められた内容が守られない場合、強制執行を申し立てることができます。しかしながら、公正証書を作成するための手間や費用がかかることから、なかなかそこまで進まない現状があるようです。

そこで、公正証書の作成費の補助を実施している自治体が出てきています。また、多くの自治体が弁護士会を活用した無料相談も実施しています。そこで、牛久市では、これら専門機関との連携がどのように行われているのか。

また、市として独自の支援は何かあるのかをお聞かせください。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 養育費や面会交流については、法務省でも周知しているように、子供の健やかな成長のため、離婚時に夫婦間であらかじめ話し合い、取決めを行うことが望ましいと認識しております。

また、公正証書の作成は、取決めが守られないときに強制執行の手続きがしやすくなるため有効であると考えております。

現在、牛久市では、公正証書作成の補助など、市独自の支援は行っておりませんが、補助を行っている自治体の状況について調査研究し、今後検討してまいります。

専門機関との連携につきましては、先ほどの答弁でお答えしたとおり、相談内容に応じて家庭裁判所や法テラス、茨城司法書士会などの専門機関についてパンフレットを用いながら案内しており、各専門機関の支援内容を広く周知することで連携を行っております。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 牛久市子ども・子育て支援事業計画、こちらでは、基本目標の6に子供の権利を尊重する支援の充実があり、独り親家庭への支援として、国や茨城県と連携しながら生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を4本柱としています。しかしながら、具体的な事業名の中には、牛久市の場合、養育費に関わる事業は見当たりません。

国が策定し、今年度からの実施に向けた第5次男女共同参画基本計画では、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響を鑑み、独り親家庭への養育費の支払い確保をポイントとして挙げています。さらに、茨城県が策定した第4次男女共同参画基本計画にも、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした女性の失業を課題とし、子供の将来が生まれ育った環境に左右されないよう、子供の貧困対策の推進が述べられています。

このように国も県もコロナ禍での女性、特に独り親への影響を考慮し、また、子供の権利や

利益を最優先にした仕組みを設ける必要があるとしているのです。

仕事と子育てを一人で担わなければならない独り親にとって、養育費は子供の衣食住や教育のために必要な費用であり、一方、面会交流もたとえ両親が離婚しても、子供がどちらからも愛されていると実感できることによって深い安心感と自尊心を育むことができる機会です。

牛久市内でも自然観察の森などを使って面会交流を行っているそうです。ふだんは母親と暮らす子供が父親とネイチャーセンターの木のおもちゃで遊んだりしながらひとときを過ごすそうです。そのようなケースがあるということを今回私も家庭裁判所の調停委員の方からお聞きして初めて知りました。牛久の施設が子供の健やかな成長のために使われていると聞いて、私も大変うれしく思いました。

しかしながら、この面会交流の際にも、子供を遠くから第三者が見守るサポート体制があるというのですが、地方ではそのような体制も整っていないのが現状です。

御答弁からも、相談内容に応じて様々な専門機関を案内し、支援につなげていることは理解いたしました。しかし、家庭裁判所、また法テラスなどは、ふだんの暮らしからは距離がある存在ですし、やはり身近な地域での伴走型の支援としては暮らしている自治体になると考えます。

この問題に先駆けて取り組んでいるのが明石市で、養育費や面会交流について、離婚後の方針を記入する用紙を配布し、支援策につなげています。

また、養育費を受け取れていない人に代わって養育費の立替え事業も行うなど、まちの未来でもある子供を社会全体で守り、健やかに育てていく視点から、子供の養育支援に取り組んでいます。牛久市においてもいま一步踏み込んだ養育費の確保に向けた事業、そして面会交流への支援についてのお考えをお聞かせください。

**○杉森弘之 議長** 内藤雪枝保健福祉部長。

**○内藤雪枝 保健福祉部長** 養育費の確保や面会交流は、子供の生活を支え、子供の健やかな成長を促すために重要なことであると認識しております。市では現在、養育費の確保や面会交流に関して直接的な支援は行っておりませんが、離婚後に受けられる制度に関する問合せを受けた際や手続の機会を捉え、十分な聞き取りや情報提供を行い、専門の機関へとつなげております。特に独り親家庭への支援の一つである児童扶養手当につきましては、申請の際や毎年の現況届提出時を相談の機会と捉え、きめ細やかな聞き取りを行い、必要に応じて家庭相談員の相談につなぐなど、継続的な支援を行っております。

こども家庭課では、今後も相談者に寄り添った対応を行うとともに、養育費の確保や面会交流の支援について先進的に取り組んでいる市町村の状況を調査研究し、今後の支援について検討してまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 児童扶養手当の申請の際にきめ細やかに聞き取りをして支援を行っている、それは承知しております。独り親家庭への支援として大切な施策は様々あり、その都度丁寧な対応が行われていることは認識しております。

その上で、コロナ禍だからこそ、生活の基盤とも言える養育費の問題、そして子供の福祉に配慮した観点からの面会交流の問題を捉え直すことが求められているとも言えるのではないのでしょうか。

牛久市でも令和5年度からスタートする第4次男女共同参画基本計画の策定に向けて、今、市民意識調査、これなども行い、これから検討が行われることと思います。先ほど述べた国や県の視点を取り入れ、コロナ禍での女性や子供の権利を尊重した養育費、そして面会交流に関する事業を計画策定の中で検討していただくようお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で、5番山本伸子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時10分といたします。

午前11時40分休憩

---

午後 1時11分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、12番加川裕美議員。

〔12番加川裕美議員登壇〕

○12番 加川裕美 議員 皆様、改めましてこんにちは。日本共産党加川裕美です。

通告に基づき一般質問を行います。

本日は、くしくも9月9日、救急の日ですが、今回、質問のきっかけとなったのはワクチン接種に伴う市民の方々からの声です。ある高齢者の方から予約の電話がつながりにくく、窓口の人を大変強い口調で非難してしまった。丁寧に説明と対応をしていただいたのに本当に申し訳ない。無事接種が終わった今、反省している。また、東京都内の大学に通う牛久市の学生は、同じゼミの12人中3番目に早く接種を終えることができ、周囲に驚かれたそうです。ちなみに、1番目は東京23区内在住の方、2番目は保護者の職域枠、4番目、5番目の方は東京都の大学生枠と自分の通う大学生枠だそうです。牛久すごいねと盛んに言われたそうです。さらには、市内に在住していて住民票のない外国人の方からは、ワクチン不足が連日報道され、不安でいっぱいの中、日本人と変わらないスピードで接種でき感謝していますという声がありま

した。

牛久市の64歳以下のワクチン接種は、予約に適切な年齢枠や接種枠を設け、大規模接種会場を併用することで迅速に進められているという多くの声が私に届いています。現在、全ての対象者の予約が可能となっているということですが、様々な事情で接種が困難な状況下にあると考えられる方々についてお伺いいたします。

大きな1番、新型コロナワクチン接種状況について。

自宅で暮らす重度の障害者、要介護者、12歳以上の医療的ケア児のワクチン接種状況と認知症等で接種意思の確認が難しい方へのケースも含めてお伺いします。

先行事例または今後の方向性もお示しください。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 お答えします。

新型コロナのワクチン接種につきましては、全ての市民、希望者を対象とした任意接種でありまして、接種を受けた方の報告はありますが、個別の身体状況については把握をしておりませんので、同様に重度の障害のある方や医療的ケア児の接種状況も把握をしてございません。

接種を希望しても状況により接種が困難な場合なども考えられるため、地域の関係機関や関係団体等にそういった方たちについて情報をお寄せいただくよう協力を依頼をしております。

具体的な対応事例といたしまして、市内にある複数の福祉施設から通所する方の接種について相談がございました。障害があるため接種を受けたくても接種会場に保護者が連れていくのが困難である、不慣れな接種会場では安全な接種が見込めない、接種の際に配慮が必要であるなど、幾つかの課題があることが分かりました。そこで、医療機関及び嘱託医等と調整を図りまして、一般の接種者とは別に通所者だけの接種枠を設けていただいたり、通所施設での接種を実施をいたしまして、接種希望者が安心して2回の接種を終えることができました。

なお、接種に当たって、本人の意思確認が困難な場合には、家族等の意向により接種を決定し、同意書の署名については代筆が法的に認められております。

今後も障害の有無にかかわらず、接種を希望しながらも何らかの事情で接種に至らない方につきましては、接種状況等を見ながら把握方法を検討し、接種方法等を具体的に構築してまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 ただいまお示しいただいた様々なケースの方々には、慎重かつ丁寧な対応が求められると考えます。過日、医療的ケア児の方々について同僚議員も質問されていましたが、市では相談体制が整えられているとのことですので、ぜひワクチン接種についても聞き取りをしていただきたいと思います。

続いて、牛久市内にある法務省管轄施設についてお伺いします。

茨城農芸学院の職員、院生の接種状況はいかがですか。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 市内にあります法務省所管、農芸学院のコロナワクチン接種につきましては、牛久市医師会の協力によりまして、過般、施設において接種を実施したところでもあります。

施設内での接種状況につきましては、施設の性格上、お答えすることはできませんけれども、1回目、2回目の接種ともに施設側の万全な準備の下、実施することができ、スムーズに接種が完了しております。以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 少年の人権等に配慮しながらの予防対策、接種、非常に難しい問題ではありますが、今後とも施設、保健所との連携を密に、適切な情報把握に努めていただきたいと考えます。

3番目として、東日本入国管理センターの職員、被収容者の接種状況についてお伺いします。被収容者は日本語を理解しない多国籍にわたります。接種時の被収容者の意思確認方法も併せてお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 東日本入国管理センターの接種につきましては、先ほどの農芸学院のワクチン接種と同様、牛久市医師会の協力の下、クラスター抑止のため2日間にわたり施設での接種を行いました。接種の際には、診察及び接種の医師がその場で質問に応じるなど、コミュニケーションを十分に取りながら、併せて施設職員の御協力もいただきスムーズな接種を行うことができております。以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 次に、まず把握されているのか、把握できるのかという前提がございしますが、東日本入国管理センターの直近の陽性者数、接種後の健康観察、副反応の対応等の医療体制についてお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 東日本入国管理センターの、また農芸学院、2つの施設の接種者数でありますけれども、こちらにつきましても、接種者数も施設の性格上、お答えすることはできませんけれども、両施設とも職員の十分な準備、万全な体制の下に接種の方を終えております。また、副反応等の内容につきましても、こちらもちょうちからからのスタッフ、そして施設側の職員、そういう十分な対応ができております。

東日本入国管理センターの直近の陽性者数につきましては、農芸学院同様、こちら情報もなく、お答えすることができません。ワクチン接種はどこの会場でも同様に、接種後15分から30分の健康観察を接種担当医等が実施をしております。接種後の対応につきましては、健康観察に十分留意すること、施設内で可能な具体的な処置及び対応困難な場合の受診方法等について接種医から細かな指示を行っております。接種後、強い副反応の症状が出た方もなく、入館職員の協力もあり、非常にスムーズな接種ができております。以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 入国管理センターでは、被収容者の中からワクチン接種をしたいが副反応が心配で受けられないという声があります。当市は接種を行う自治体として感染者や副反応に対応する責務を負っています。何科を専門とする医師が1人何時間勤務されているのか。また、私自身、以前法務省の聞き取りにおいて、医師が常駐している旨を確認しておりますが、現在もその状況は保たれているのか、医療体制について再度確認いたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 市として入管の医師についての詳細は把握してございませんので、御了承いただきたいと思います。

また、副反応の対応につきましては、接種後の経過観察として20分から30分、通常の集団接種と同様の経過時間を経て副反応、全員の体調を確認し終了しております。万一、その後の重篤な副反応発症の場合には、入管の職員、看護師等の対応、また、救急車等の要請という対応になるかと思っておりますけれども、その点も十分事前に打合せを行い、確認の上でこちらから出向いたスタッフも帰庁しております。

その後、入管側からの時間が経過してからの副反応の報告はございませんでした。以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 時間が経過してからの副反応の報告がないということ、安心いたしました。

東京出入国在留監理局では3月に全収容者の4割以上が感染し、クラスターとなりました。施設内での感染拡大は即生命の危機につながり、自治体としての緊急対応も要求されます。職員や医師を派遣し、接種を行い、同センターの業務に複数の市民が関わる牛久市は公表しないまでも感染状況について優先的に把握、掌握する位置にあると考えます。同センターは、ツイッターで陽性者を公表、面会停止などをコメントしておりますが、まず牛久市に一番早い情報提供があつてしかるべきと考えます。

5番目といたしまして、市内の省庁管轄の施設の関係者全てに市民分のファイザー社ワクチンを配分し、市民と変わらないスピード感で接種が行われたことに、人権に配慮し、命を守る

という当市の理念を改めて確認させていただきました。

最後に、今回の施設関係の接種者総数をいま一度、また、具体化の兆しが見える3回目接種となった際の市の考え方についてお伺いします。

接種者総数に関しましては、農芸学院、入国管理センター合わせた数で結構です。

**○杉森弘之 議長** 飯野喜行保健福祉部次長。

**○飯野喜行 保健福祉部次長** 入管、農芸学院の両施設の接種者数につきましては、繰り返しのようになりますが、施設の性格上、お答えすることができませんけれども、3回目の接種と報道等でもなされております。そういった3回目の接種について、今後、両施設から依頼があった際には、当然接種に協力していきたいと考えております。

その際には、今回は牛久市民のワクチンを使用するということになりましたので、ワクチンの供給の状況にもよりますけれども、別枠でのワクチンの要求ですとか、あるいは接種前の施設側との十分な協議など、ぜひスムーズな接種に向けて準備を進めていきたいと考えております。以上です。

**○杉森弘之 議長** 加川裕美議員。

**○12番 加川裕美 議員** 周知のとおり、名古屋出入国在留管理局では、劣悪な医療、処遇体制により貴重な人命が失われています。収容者は行動こそ制限されますが、その生命、人権まで脅かされるものではありません。アルファベットで「USHIKU」と入力すると、あるドキュメンタリー映画がヒットします。「USHIKU比類なき不正義」というタイトルがつけられています。隠しカメラで撮られた被収容者の悲痛な訴えがそこに描かれています。文化遺産のすばらしさ、住みやすさ、どんなに私たちが牛久市の魅力を発信しても、今、世界に知られているのは東日本入国管理センターの牛久です。今後、適切なワクチン供給や医療体制、人員の派遣、情報開示等を国及び関係省庁に求め、牛久市の名誉と誇り、牛久に暮らす全ての方の生命と権利を守っていただきたく、切にお願い申し上げます、次の質問に移ります。

大きな2番、健康チャレンジについて。

新型コロナウイルス感染症は、様々な機会を奪いました。公共施設の閉鎖、各種イベントの中止、レジャー、スポーツ活動、学生は部活動の自粛等で、国民の身体的、精神的な健康への影響が懸念され、スポーツ庁も健康二次被害予防のための啓発に努めています。当市の健康チャレンジは、世代を問わず取り組むことができ、今こそ推進すべき施策であると考えます。現在実施中の概要をお示しください。

**○杉森弘之 議長** 飯野喜行保健福祉部次長。

**○飯野喜行 保健福祉部次長** 健康チャレンジにつきましては、うしく健康プラン21に位置づけられる主要事業でありまして、子供から大人まで全市民を対象とした生活習慣改善プログ

ラムであります。内容につきましては、運動、食育、地域のつながり、忘れないでね健診、この4つのテーマにチャレンジするもので、平成30年度から全市民を対象に展開をしております。チャレンジ項目は、地域で実施している体操への参加や健診を受けること、協力店舗での健康課題を行うなどで、参加者はチャレンジ内容をノートに記録をし、チャレンジを行うごとに与えられるポイントを獲得します。60ポイントを獲得した場合、協賛企業から寄附された商品が当たる抽選会に参加できるなど、特典が受けられる仕組みとなっております。令和3年度におきましては、チャレンジノートの配布を窓口に限定せず、協力店や駅、コンビニ、市内施設等に設置をしまして、市民が参加しやすいように鋭意改善をいたしました。

過去2年間の健康チャレンジ参加人数は、令和現年度が全体913人、小学生285人、令和2年度が全体762人、小学生が233人となっております。また、今年度の直近8月末時点での参加者は全体が359人、小学生が1人となっております。小学生につきましては、夏休み中に実施する機会が多いことから、これから参加の人数は増えてくるものと見込んでおります。以上です。

**○杉森弘之 議長** 加川裕美議員。

**○12番 加川裕美 議員** 御答弁を伺う限り、大変魅力的な施策ではないかと考えます。参加者の減少はワクチン接種や感染状況など優先課題が多く、情報発信がなかなかできないという点も考えられるのではないのでしょうか。ぜひ、健康二次被害を減らすため、啓発に努めていただきたいと考えます。特に、発育期にある児童・生徒には、学校給食等で人気のあるうしく野菜オーケストラを活用し、様々な健康増進が図れると考えます。

ちょっと大きめのボードで失礼いたします。こちら、御存じの方もいらっしゃるし、初めて御覧になる方も、もしかしたらいらっしゃるかと思いますが、こちらがうしく野菜オーケストラです。このうしく野菜オーケストラを活用し、様々な健康増進が図れると考えますが、いかがですか。

**○杉森弘之 議長** 飯野喜行保健福祉部次長。

**○飯野喜行 保健福祉部次長** 健康チャレンジの内容につきましては、外出しなければチャレンジできない内容もありますが、もともと個人で実施できるもので、自宅で家族と取り組むことができる内容となっております。児童生徒を対象とした健康チャレンジにつきましては、平成30年度から市内7つの小学校と義務教育学校の全1年生を対象に食育をテーマに実施しております。

この事業は、子供の食育推進を目的に牛久市教育研究会学校健康教育部栄養教諭部会の指導計画の下に健康づくり推進課が協働で行っている事業でありまして、朝食に野菜やキノコを30回食べるというチャレンジであります。多くの学校が夏休みを利用して行い、配布された食

育チャレンジ記録表に子供が自ら食べた日を記入し、食べたものに丸をつけることで達成感を味わい、毎日野菜を食べる習慣化を目指しております。チャレンジを実施した子供には、野菜オーケストラの缶バッジがプレゼントされます。今年度対象や市内7小学校と義務教育学校の1年生749名です。

野菜オーケストラのキャラクター活用については、健康チャレンジ以外においても食育の取組に活用しております。野菜に親しみを持っていただくために、学校や保育園の給食だよりには、イラストとして活用し、野菜オーケストラの音楽CDも配布しております。今年度4月下旬には、野菜キャラクターをモチーフに、市の栄養士が食育カルタを作成し、市内保育園、幼稚園、こども園、全23か所に配布し、活用しております。また、消しゴムを削って作成した野菜キャラクター判こを園に配布し、発行する給食だよりに押ししております。

コロナ禍で子供たちが食育に加え、数少ない楽しみとしてこの事業に幅広くチャレンジしていただけるよう、これからも保育課、あるいは教育委員会と連携しながら継続していきたいと考えております。以上でございます。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 食育カルタ、音楽CD、給食だよりの判こ、大変楽しい企画と考えております。今回、小中学生、高校生、大学生にどのくらいうしく野菜オーケストラを浸透しているか聞いてみました。名前を言ってすぐに分からなかった子も、キャラクターを見せたら素早く反応し、これが好きだった、学校でこのクリアファイルをもらった、あるいはもらっていない、大学生の中には、学校で名前を考えて、自分は不採用だったけど友達を選ばれたという感慨深いコメントもありました。また、給食の時間にはマダム・ピターゼの曲が流れていて、大根とすぐつながって連想できたなどと盛り上がっていました。チャレンジで缶バッジを集めた生徒さんは、もう中学生になったから付箋やテープのりなどのポイント商品ができたらいいな、完食調べやレシピ考案をしたらタブレットケースの抽選に参加できるとかどうかなとアイデアを話してくれました。また、吹奏楽部の生徒は、自分の担当する楽器のキャラクターが御ひいきだそうです。うしく野菜オーケストラは生産高の順に15のキャラクターがあり、それぞれが楽器を担当し、1歳未満の里いもから10代女子、20代チャラ男、肉食系、30代草食男子、中年サラリーマン、おじいちゃんネギ、おばあちゃん大根まで名前の由来、性格、栄養素まで細かく設定されています。食育以外にもセルフトレーニングの縄跳びやウォーキングレシピにも役立つと考えます。

今、外出の機会が減り、全国的に高齢者の脚力の衰え、知力の衰えが目立つそうです。牛久には歩いて数分のところにプールがあるのに、一度も水に触れたことのない幼稚園児、全く泳げない小中学生がいます。教職を離れた教員の方がいます。CAを諦めた大学生がいます。感

染症下にある全ての市民に心身の健康を約束するチャレンジ、うしく健康プラン21の柱として、ぜひ牛久市の未来につなげていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○杉森弘之 議長** 以上で、12番加川裕美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時45分といたします。

午後1時37分休憩

---

午後1時47分開議

**○杉森弘之 議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、13番北島 登議員。

〔13番北島 登議員登壇〕

**○13番 北島 登 議員** 日本共産党北島 登です。

質問通告に沿って一問一答形式で一般質問を行います。

まず、大きな1番目は、若年層のコロナ対策についてです。

新型コロナのデルタ株の感染が広がる中で、若年層の感染が急速に広がっています。8月末頃の新聞に、厚生省によると8月18日までの1週間で20歳未満の新規感染者は2万2,960人に上り、全世代の18.5%を占めた。約1か月前の7月8日から14日の2,210人の約10倍になっていると書かれています。また、感染した場所は、16歳から18歳では学校が45.7%で最も多かったことが25日厚生労働省の調査で分かりましたと報じている新聞もあります。

牛久市における若年層の感染状況、感染防止対策について質問します。

まず、10代及び10歳未満の感染状況、その人数及び率はどのようになっていますでしょうか。

**○杉森弘之 議長** 飯野喜行保健福祉部次長。

**○飯野喜行 保健福祉部次長** お答えします。

9月6日公表、9月5日現在での数値についてお答えいたします。

牛久市の10歳代の感染状況につきましては、全ての感染者619名中75名で、12.1%、10歳未満につきましては、21名で3.4%となっております。茨城県におきましては、10歳代の感染者が11.7%、10歳未満が5.4%となっております。以上です。

**○杉森弘之 議長** 北島 登議員。

**○13番 北島 登 議員** 続いて、10代のワクチン接種の予約及び実施状況はいかがでし

ようか。人数及び率、2回接種済みの人数、率をお伺いします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 10歳代のワクチン接種につきましては、希望する12歳から18歳の対象者に対しまして、夏休み中に優先接種を行い、安心して新学期が迎えられるよう7月25日から接種予約を開始いたしまして、1回目接種を8月2日から、2回目の接種を8月23日から開始をいたしました。

9月7日時点の12歳から18歳のワクチン接種の予約者につきましては、5,716名中、1回目が3,837名、67.1%、2回目は3,133名、54.8%となっております。

また、9月7日時点の予約に伴っての接種者、接種済者ですけれども、5,716名中、1回目が3,184名、55.7%、2回目は2,324名、40.7%となっております。以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 夏休み中の優先接種ということが効果を上げているのか、思っていた以上の接種率になっていると思います。ただ、集団的免疫と言われることが形成されるには、もうあと一歩、二歩、必要なのではないかと思います。引き続きの努力をお願いいたします。

そして、怖いのはこの夏休みが終わって、学校、ただいまは緊急事態宣言で学校へは通っていないようなんですが、この学校、幼稚園、保育園、児童クラブ等の職員のワクチン優先接種行われましたが、2回接種が終わった人数、そしてその率はどれだけでしょうか。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 市独自の64歳以下の優先接種といたしまして、集団生活を行う子供に頻りに接する機会のある市内の小中学校、幼稚園教員及び児童クラブの職員、指導員、市子育て広場の職員、また市立、また私立保育士で希望する方に対しまして、7月4日以降の市の集団接種会場でワクチン接種を実施いたしました。実施の数は、小中学校教職員が404名、幼稚園教諭、保育園保育士345名、児童クラブ指導員44名、子育て広場職員6名となっておりまして、7月中に希望したほぼ全員が2回目の接種を終了しております。以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 希望したほぼ全員ということですが、希望しなかった人がいるわけですね。全体数から見ての率をお教えください。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 市の集団接種に際して、受けていただいたこの優先接種、教職員あるいは保育士の中で、接種をしなかった人数、全体の何割かというのは、その率、把握し

ておりませんので、ちょっとお答えすることができません。以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 まあ接種は強制ではないので、あれこれ言うことは難しいんですが、特に事情のない限り、子供たちに接する大人が、やっぱりきっちりそういう対策、ワクチンを打つこと、必要ではないかと。このことはやっぱり強く求めていただきたい。

それから、次に、もう一つは、定期的なPCR検査、抗体検査についてです。以前にも議会で言いましたけれども、感染症対策は古くから保護隔離が原則です。いち早く感染者を見つけ保護隔離すること。しかし、新型コロナは無症状感染者が感染を広げる、これまでにない厄介な特徴を持っています。それだけにいち早く感染者を見つけ、保護隔離することが重要です。学校、幼稚園、保育園、児童クラブなどでも、生徒も含めPCR検査、抗体検査をすることが有効だと思います。検査の体制をつくることについてどうお考えか伺います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 PCR検査につきましては、県が実施主体となり濃厚接触者以外の者に対しましても、福祉施設や保育園、学校等で感染者が発生した場合、保健所の判断で検査対象者を拡大して検査を実施するなど、県による検査体制は幅広く構築をされております。

PCR検査につきましては、検査日時点の感染の有無を把握するものとなりますが、濃厚接触者以外を対象として一般的に行う場合には、効果的な実施頻度や検査の間隔、対象者の選定基準等が現在のところ明らかになっておりません。また、学校現場等、若年層が集う環境での市独自によるPCR検査、抗原検査の実施におきましては、検査結果後の陽性者の対応について県との連携が最も重要であると認識をしております。

その点を踏まえ、学校等における検査をどのように実施をし、検査結果などの個人情報をどのように守るかなど、課題を検討し、今後も国、県の動向を捉え、必要性を慎重に判断してまいりたいと思います。以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 どうも聞いているといろいろあって、効果が分からない、実施方法についても確定的なことは分からないという、ちょっと後ろ向きで、こういうことはやるつもりがないというふうに聞こえますが、例えば、陽性率、東京は検査の陽性率、たしか10%を超えていたと思いますが、幅広く検査をやったところでは、静岡とか広島なんかでは3%台とか、もっと低い数字も上がっています。確かにそのぐらいしか発見できませんが、その数少ない人がコロナ感染広げていくわけですね。検査しないと分からなかった人たち。

先ほど、濃厚接触者さらに広げて県はやっていると。今、あるニュースの中では、すれ違っただけでもデルタ株の場合は感染する可能性がある、エアロゾルで感染するということは、

ちよつとしゃべる、大きく口を開ける、まあくしゃみとかすればもうエアロゾル飛び散るわけですから、そこを通過してしまえば感染の可能性は高いわけですね。ですから、いかに感染者を見つけるか。そして素早く保護隔離するか。ここで問題になるのがそういった保護隔離する施設なんですけれども、最近は野戦病院という言葉も飛び交うようになっていますが、そういった対策を進めること、学校でコロナが広がるようなことはあってはならないと思いますので、より慎重な対応をお願いいたします。

それから、次に、10代のワクチン接種の促進についてです。10代、20代の若年層の間でSNSなどを通じたワクチンについて誤った情報が広がっています。確かに副反応のおそれというのはあるんですが、それ以外に、例えば不妊になる、遺伝子が書き換えられるなどのフェイクを信じてワクチン接種をしないという人が多いと聞きます。

江戸時代末期、天然痘がはやったとき、この種痘は牛に発生する天然痘、牛痘からワクチンがつくられたわけですが、この種痘をすると牛になるとか、角が生えてくる、そんなでたらめなうわさが広がって、思うように種痘が進まなかった。実際にやって安全性やその効果が知られるまで時間がかかってしまったということがあります。

新型コロナワクチンでは、これまでにないリボ核酸の一種であるメッセンジャーRNAを使っていることから、さきに述べた遺伝子が改変される、そういうようなフェイクが広がっています。このRNAがDNAを改変することなどあり得ないというのは、最近の高校の生物の知識があれば十分理解できることです。私たちの年代だとそういうことは全く教わっていないんですけれども。こういったフェイクニュース、デマ、それを打ち消すために正しい情報を発信することが大事だと思いますが、どのような対策を行っていますか。

**○杉森弘之 議長** 飯野喜行保健福祉部次長。

**○飯野喜行 保健福祉部次長** 10歳代のワクチン接種につきましては、12歳から18歳の方を優先接種対象者として5,313名の対象者全員に7月19日、個別通知を発送をいたしました。通知内容につきましては、市の優先接種のお知らせといたしまして、予約方法や実施医療機関のほかに、保護者向けの情報といたしまして、日本小児科学会、アメリカ小児科学会誌のコロナワクチンに関する提言、厚生労働省からの副反応の症状や頻度を掲載した案内通知、さらに子供向けの情報といたしまして、長野県新型コロナウイルスワクチン接種アドバイザーチームの発行の「教えて新型コロナウイルスワクチン」というチラシも導入をいたしました。また同時に、ホームページ、かっぱメールにも情報発信をしております。

現在、12歳から18歳の優先接種の中で、1回目のワクチン接種を予約しながら2回目接種が未予約の方が先月27日現在で約60名おりますので、個別に対応し、希望者への接種勸奨を引き続き行ってまいりたいと考えております。

コロナワクチンの接種につきましては、強制するものではないため、接種した方と接種しない方の格差が起こらないよう、慎重な対応を行っております。

接種勧奨につきましては、接種状況や予約方法などを未接種者に対する周知といたしまして、9月1日号の広報紙に掲載をいたしまして、また、9月15日号の広報紙にも同じように掲載をしていきたいと思っております。

また、10月1日号の広報紙以降には、副反応等の情報を追加掲載をいたしまして、正しい情報を基に接種の判断ができるよう情報発信を行ってまいります。

今後、12歳以下の接種や3回目の接種など、現在、未確定となっている接種につきましても、常に国の動向を捉えまして、瞬時の対応が可能となるよう準備をしておきたいと思っております。

また、あわせて高齢者や障害をお持ちの方など、接種を希望しているにもかかわらず、様々な理由により接種会場の医療機関まで出向くことができなかつた方のために、訪問での接種など、一人でも多くの方に接種の機会を提供できるよう進めてまいりたいと思っております。以上です。

**○杉森弘之 議長 北島 登議員。**

**○13番 北島 登 議員** 次に、夏休み明けの小中学校での対策についてですが、まず、夏休みが終わって学校の授業、これが始まっていると思うんですが、12日までの緊急事態宣言、これが9月末までとなるようですが、今日、正式決定で、ニュース見ていないので、既に決定したのかどうか分かりませんが、9月末まで延長されると。そうすると、夏休み続いてもう1か月、子供たちは学校へ通うことができなくなるわけですが、この間の授業はどのように行われているのでしょうか。そして、どのように行おうとしているのかお聞かせください。

**○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。**

**○染谷郁夫 教育長** 県の非常事態宣言延長を受けて、密を避けるために9月12日まで原則登校させずにリモートを中心の学習指導を行っております。1週間前は、アクティブラーニングのような授業は難しいかなと思っていました。家庭でそれぞれがプリントをしたり、県や国のホームページにつないだりしながらそれぞれが家庭で個別に学ぶことが主になるのかなと思っていました。

しかし、学校がスタートして、今日、1週間がたっておるんですが、現在の状況はかなりアクティブラーニングのような授業がどの学校でも進められている現状です。担任がパワーポイントやワードで作成した課題をオンラインで提示して、生徒たちがその課題の同じ画面に自分の考えを自由に書き込んだり、先生に音声や文字で自由に質問したり、子供同士で会話したりといったふだんと変わらない授業をインターネット上で行っています。

低学年などは、うまく進めない状況もあるので、家庭と学校が一日中ネットがつながる状況にしておいて、子供や保護者からも自由に質問が受けられる状況の学校もあります。

また、自宅で運動会の演技を練習してオンラインでみんなに見てもらっている学校、夏休みの思い出を語り合っている学校、修学旅行の実行委員会を開いている学校、社会の工場見学に行けないので、見学先の工場の方々にオンラインの話合いに参加してもらっている学校、コロナ禍で調理実習ができないので、家庭で調理実習をしてネット上で交流している学校などがあります。

また、不登校の子供たちにとっては、タブレットの画面を通して授業に参加できることで、登校への抵抗がなくなり、顔を出しながら参加している学校もあります。

また、オンライン保健室を開いている学校もあって、養護教諭が悩みの相談に乗っている状況もあります。子供たちはふだんの授業と違うので、マスクを取れると、それから、大きな声で話せるということがあって、表情豊かな学びも広がっています。さらに、今日は牛久第二小学校で文化庁の芸術家派遣事業があり、サクソ、ピアノ、打楽器のプロの音楽家の生演奏を学校の体育館で行って、オンラインで全ての児童に配信しています。演奏家に合わせてモニター越しに子供たちが踊ったり、手拍子したりして、この姿を担当が紹介しています。校長先生も、中止は簡単ですが、子供の学びを止めたくなかったので実施に踏み切りましたと答えていました。

本市では、他市に先駆けて、昨年の11月より1人1台のタブレットを配布して授業に活用したり、家庭への持ち帰りを行ったりしていた結果、想像以上に自由に使いこなし、授業を進めている風景を見ているところです。ここ1週間で一気にインターネットを活用した学びが進んだなと感じています。

また、児童クラブや特別な事情のある子供たちは登校して、学校の教室でオンラインの授業を受けたり、相談活動をしたりしています。

今後は、オンライン授業のデメリットの部分も洗い出しながら、タブレットを文房具のように使いこなし、さらにレベルの高い協働的な学びの授業を実現したいと考えています。以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 大分先回りして答えていただきましたけれども、オンラインの授業、ここでは保護者の都合により子供1人で家に置いておけない、独り親家庭だとか、共稼ぎ家庭などがあると思うんですが、これは学校で学べるようになっているのでしょうか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 原則、児童クラブの子供たちを教室で預かっている状況があります。そ

れプラス親の都合でどうしても預かってほしいという子供たち、支援の必要な子供たち等々は事情に応じて学校で預かっていますが、その子供たちに別の授業をしてしまうと、またいろいろな課題もありますので、その子供たちも学校で同じようにタブレットを見ながら、家庭も学校も同じという感覚で授業をしているという状況です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 それで、あとこのネット環境が完備していない家庭への支援、タブレットがあるのでWi-Fiなりそういったものの貸出しとか、そういう支援が必要だと思っています。そしてまた、学習プリントの配布などをする場合は、プリンターがなければネット上で配布をしても、直接届ける必要が出てきますけど、そこら辺はどういうふうにしているんでしょうか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 6,900人の子供いるんですが、120人ぐらいの子供たちはWi-Fiがないという状況がありますので、その子供たちは学校に来てもらっています。

それから、プリントに関しては、9月の1日、2日、3日に子供たちをばらばらに登校させてプリントを渡しています。ですから、もし来週から継続になった場合には、来週またスタートの2日ぐらいで子供たちにプリントを渡して、それをやってもらったり、ネットで学習をやってもらったり、オンラインをやってもらったりというような時間割を今作っておりますので、それで進めるという状況です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 昨年の一斉休校のような混乱はないようで安心しましたけれども、もう一つは、学校、オンラインで友達の様子も分かるとは言いますが、やっぱりリアルに交流できる、共に学習できるという環境が最も望ましいと思います。そこで、分散登校とオンライン授業の組合せということ、そういったことも考えてみてはどうか。例えば、曜日とか、または週ごとに半数、あるいは3分の1ぐらいの生徒数が登校する、そして教室、今も既にやっている、先ほどの説明ではやっているようですが、教室にカメラを設置して、授業の様子、双方向でやり取りする、そういう中で、アクティブラーニングについてもそういう方法を取ればできるのではないかと。先ほど様々な工夫している実例が紹介されましたけれども、こういったよさをもっと広げるということをぜひ必要だと思いますが、今後どのようにしていくか伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 小学6年生と中学3年生は受験がありまして、また、中学校の定期テストというのはよくやっているんですが、そういったものを今できない状況ですので、議員がお

っしやったように、中学生などは特に学年ごとに分かれて登校する場面も必要かなと思っています。

小学校の難しいのは、多くの児童クラブの子供たちが常に教室におりますので、こっち、こっちと分散で登校しても、一方で児童クラブの同じ子供たちがそこに毎日同じようにいるという状況がありまして、この辺の難しさが小学校はあるので、その辺をうまくクリアしながら、完璧な休校ではなくて、少しの登校は考えていってもいいのかなと考えています。

**○杉森弘之 議長** 北島 登議員。

**○13番 北島 登 議員** 次の質問に移ります。例年、夏休み明け、このときは学校へ行きにくい児童生徒が増える。オンライン授業で学校へ行かない期間が長くなると、そういう児童生徒が増えるのではないかとちょっと危惧しています。この前、ラジオのニュースで、昨年度は児童虐待の件数が全国で20万件を超え、過去最高となったことを耳にしました。子供たちはコロナ禍の下で、これまで以上にストレスを感じているのではないかと思います。そういった状況で、スクールカウンセラーの増員、気軽に相談できる環境をつくること、必要と思いますが、市の考え方をお聞きします。

**○杉森弘之 議長** 染谷郁夫教育長。

**○染谷郁夫 教育長** 昨年度ですが、臨時休校明けにアンケートを実施した学校では、コロナにかからないか不安、勉強の遅れが心配、部活動ができなくて嫌、行事ができるか不安、友達に会いたいなどの声が上がったと報告を受けています。コロナ禍の中でも、友達との交流を求めている児童生徒数は多いことが分かります。部活も中止となり、学校再開が通常どおりできなかった今年度も、そのようなストレスを抱えている児童生徒は大勢いると思われ、相談体制の整備はとても重要と感じます。

そこで、今年度も8月27日付の市内の相談窓口、教育センター、きぼうの広場やSNSの相談窓口であるSTOP itを紹介する文書を出しています。あわせて文科大臣と孤独・孤立対策担当大臣からのメッセージと、様々な相談窓口につながる国のホームページも紹介しているところです。

学校でも月1回、学校生活アンケートを実施したり、教員から積極的に声かけをしたり、個別面談の場を設けたりして、ストレスを抱える子供たちのSOSを早期に発見し、対応しようと努めています。

また、教育センターきぼうの広場に教育相談員を2人配置し、常時相談できる体制を整えるとともに、学校に訪問してカウンセリングを行う出張相談も行っています。昨年度の相談件数は、保護者も含めると2,282件でした。現在、きぼうの広場には常勤の教育相談員が一人もいない状況での対応ですので、今後さらに相談件数が増えると十分な対応が難しい状況です。

そこで、孤立や孤独を解消するために、日々の授業の中に協働的な学びを取り入れたり、道徳教育を充実することによって、子供同士が支え合いながら、つながり合いながら、このコロナ禍を乗り越えていけるような力を育成していこうと考えています。

また、先ほど言いましたようなオンライン保健室というのをある学校で始めましたので、その取組が市内にもつながってくれば良いなと考えています。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 スクールカウンセラーの増員については、教育長、触れられませんでした。これについては検討の余地はあると思うんですが、いかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 臨床心理士という資格を持った職員がきぼうの広場にいるんですが、今、育児休暇で代わりが見つからないという状況がありますので、そういったことも含めながら、今後検討していければなと思っています。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 ぜひ、何とか確保して増員をお願い申し上げまして、大きな1番目の質問を終わります。

○杉森弘之 議長 ここで自席にて暫時休憩といたします。

午後2時19分休憩

---

午後2時20分開議

○杉森弘之 議長 再開いたします。北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 大きな2番目の質問は、水道料金の値上げの問題です。

来々年4月1日から水道料金が値上げされます。県南水道企業団の水道運営審議会の答申で大幅値上げの答申が出されたことを知った市民団体は、今年5月、ゴールデンウィーク明けから答申の内容を広く市民に知らせるとともに、水道料金の値上げはしないほしい、そういう請願署名に取り組みました。7月16日の県南水道議会までの2か月余りの短期間に、県南水道企業団を構成する3市1町で1万に近い署名が集まりました。しかし、残念ながら、水道議会では請願は採択とならず、値上げ案が賛成多数で可決されました。この値上げ案の内容を見ますと、現行料金の平均で23%のアップ。料金体系をこれまで使用料10立米までの基本料金からメーター口径ごとの基本料金に変えるという変更があります。この新しい料金体系、予定されている料金体系で計算すると、メーター口径20ミリで月の使用料が10立米の場合、40%もの値上げになります。これは単身者世帯、あるいは年金生活者や独り親世帯などがこのくらい水道使用量ではないか、そういう層が比較的所得の低い階層が多いところですが、

ここに最も大きな負担がかぶせられることになると。コロナ禍の下で水道料金の大幅値上げ、市民に多大な負担を強いる値上げを市はどのように捉えているか伺います。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 今回、県南水道企業団において37年ぶりに水道料金改定が行われますが、その主な原因は水道施設の老朽化、企業債残高の増加、水需要の減少にあります。水道施設の老朽化が進む中、石綿管の管路等の更新を優先的に進めているところですが、現在の更新率は年間0.5%に満たない状況にあり、このままのスピードで全管路を更新すると200年を要することになります。

施設更新の遅延は重大な事故の発生率を高めることになり、加えて大規模災害の発生に備えるための水道施設の耐震化も喫緊の課題であると言えます。

こうした水道施設の更新、耐震化を推進するに当たり、財源が不足していることから、これまで企業債の借入れ等で対応してまいりましたが、その企業債残高は過去最大の規模となっており、今後さらに多額の借入れを続けることはさらなる財政圧迫を招き将来世代へ過度の負担を強いることになりかねません。また、給水区域外人口が既に減少傾向を示していることから、さらなる人口減少を要因とした水需要の減少が見込まれ、水道料金の収入減少が予想されているところです。

以上の点を鑑みまして、県南水道企業団としましては、今後も安定した水道事業経営を維持・継続し、将来にわたり安全・安心な水道水を提供するためにも、安定的な収入の確保は必要であるとの判断から、今回の水道料金の改定に至ったとのことです。

議員御質問のとおり、高齢者の単身世帯や独り親世帯など、コロナ禍によって収入が減少した世帯などにとっても料金値上げによる負担が重くのしかかる世帯もあるかと存じます。

安定した経営を図るのであれば、水道料金を値上げしないにこしたことはないと考えますが、今お話した内容にもありましたとおり、老朽化した施設の更新など必要となってきますので、値上げもやむを得ないものと考えます。以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 県南水道の状況と値上げの理由、まあ県南水道企業団が言っていることと同様のことを答弁されましたけれども、県南水道企業団の企業努力だけではもう解決しにくい部分がある、できない点も承知しています。例えば、県の企業局との契約水量、これ実際の使う水量とのギャップ、差が大きくあって、例えば、昨年度の決算では、1億3,750万円ぐらいのお金が払われています。その使っていない水に対して。こういうことを早急に解消していく。しかも、県南広域の部分だけで見れば、年間約20億円近く県のほうは利益を上げています。こういうこともしっかり利用者へ、市民へ還元させる、そういうことが必要だ

と思います。県に対しては強くそのことを求めていくということが必要ではないかと思います。

そして、あとは今日は市長が体調不良で欠席ということで市長に対する質問用意しておったんですが、これは本人がいないのでやめて、以上で私の質問を終わります。

**○杉森弘之 議長** 以上で13番北島 登議員の一般質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後2時31分延会